

## 昭和村における女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）の規定に基づき、次のとおり情報を公表します。

項目	基準年度	数値	前年度数値	目標値 (令和8年度まで)
職員一人あたりの年間の超過勤務時間	令和3年度	92.3 時間	74.8 時間	50 時間以下
男性の配偶者出産休暇取得率	令和3年度	100%	100%	—
男性の育児休業取得率	令和3年度	50%	0%	制度利用可能な男性職員への制度認識工場や取得の推進を行う
女性の育児休業取得率	令和3年度	100%	100%	現状を維持
年次有給休暇取得率	令和3年度	41.7% (10.9 日)	39.2% (9.4 日)	60%以上
管理的地位にいる女性に占める女性の割合	令和3年度	16.6%	16.6%	30%以上
職員に占める女性の割合	令和3年度	30.6%	30%	—
会計年度任用職員に占める女性の割合	令和3年度	53.3%	46.1%	—
採用した職員に占める女性の割合	令和4年度	採用なし	0%	—